

# 千曲市障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)(案)に 対する意見募集結果

貴重なご意見ありがとうございました。

提出された意見の概要及び市の考え方は次のとおりです。

No	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	第2章 第6節(3) 意思疎通支援事業について、県では現在、奉仕員の養成は行っていないため「要約筆記可能と認められる者」という基準での登録・派遣は改正が必要ではないでしょうか。併せて、第4章 第2節 1.(6)「要約筆記奉仕員派遣事業」について、奉仕員の養成もされていない現状で、奉仕員の派遣は見直す案件ではないでしょうか。	市では長野県登録要約筆記者名簿に登録のある、要約筆記者及び要約筆記者養成講座修了者を登録し派遣しています。また、名称を要約筆記奉仕員と総称しておりましたが、要約筆記者と改正いたします。
2	第3章 第2節5.(2)市の目標設定の、医療的ケアコーディネーターの配置ですが、どのような立場を設定されているのでしょうか。	主は医療機関から地域での生活(地域移行)に係るコーディネート業務や地域での体制整備等について中心的に検討する方を想定しています。このコーディネーター業務を「どの機関が」「どのように」担うのが妥当なのか等、地域自立支援協議会において協議してまいります。
3	2節5.(2)総合的・専門的な相談支援の実施の有無とありますが、総合的・専門的な相談支援とは、具体的にはどのような相談支援専門員を指すのですか。	ここでの総合的・専門的な相談支援は、基幹相談支援センターの機能を想定していますので、サービス等利用計画を策定する相談支援専門員とは異なります。基幹相談支援センターに係る目標設定であることがわかるように一部表記を修正致します。
4	2節7.(2)千曲市職員が福祉サービス等に係る研修その他の研修へ参加する人数の目標は福祉課職員のみならず、他課の職員数も見込んでいるのでしょうか。	ここでは障害福祉サービス等に係る研修としており、専門性が強い分野として捉えておりますので、本分野に係る業務を行う職員数で設定しています。他課との連携が必要な場合には、主となる職員から状況把握してもらうよう連携を図りながら対応してまいります。

5	<p>第4章 第1節 4. 相談支援の一般相談支援事業は県の指定にも関わらず、市の福祉計画として掲載されるのでしょうか。</p>	<p>地域の体制整備について検討していく計画でもありますので、県や市の指定する事業所に関わらず、必要な社会資源等についても掲載しております。</p>
6	<p>第3節 障がい児の福祉サービス、1. (4)の上から3つ目に「引き続き…」とありますが、今まで何かしらの研修等はありませんでしたか。</p>	<p>県が主催している「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」が実施されておりますので、地域自立支援協議会等を通じて情報共有等を図り、人材育成に努めていきたいと考えております。</p>